

帯広市総合教育会議設置要綱

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、帯広市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、法第 1 条の 4 第 1 項の規定により、次に掲げる事項についての協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 帯広市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定
- (2) 帯広市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第 3 条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 4 条 会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、市長をもって充てる。

(意見の聴取)

第 5 条 会議は、第 2 条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第 7 条 議事録は、会議の終了後、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認を経て、遅滞なく作成し、公表する。

- 2 議事録の公表は、前条ただし書により非公開とした部分を除き、帯広市ホームページに掲示することにより行う。

(調整結果の尊重)

第 8 条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第 9 条 会議の事務局は、政策推進部が担う。ただし、会議の開催、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整は、市長と教育委員会双方が協議の上、すすめるものとする。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に会議が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 14 日から施行する。